

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年 5月22日

【会社名】 株式会社 ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 徳生

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 小山 茂和

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 小山 茂和

【縦覧に供する場所】 株式会社 ベネフィット・ワン 大阪支店
（大阪市中央区淡路町四丁目2番15号）
（平成24年 4月 1日から大阪市北区芝田一丁目 1番 4号が
上記のように移転しております。）
株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店
（名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号）
株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店
（横浜市中区相生町二丁目31番 5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

1【提出理由】

当社は、平成24年5月22日開催の取締役会において、特定健診予約事務代行、特定保健指導等を行うヘルスケア事業を会社分割により、平成24年5月31日に全株式を取得し当社100%子会社となる株式会社保健教育センターへ承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(以下、この会社分割を「本件分割」といいます。)

なお、本件分割の効力発生日は平成24年7月1日を予定しております。

2【報告内容】

1. 本件分割の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

	平成23年3月31日現在
商号	株式会社保健教育センター
本店の所在地	東京都港区芝公園二丁目6番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 井田 章子
資本金の額	65百万円
純資産の額	288百万円
総資産の額	697百万円
事業の内容	・特定保健指導事業、医療費の適正化・健康増進・介護保険に関する調査分析事業、各種セミナーなど

(注) 平成23年4月25日に東京都品川区西五反田八丁目9番5号へ本店移転しております。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高(百万円)	459	911	1,060
営業利益(百万円)	56	24	87
経常利益(百万円)	48	21	53
当期純利益(百万円)	25	15	20

(注) 平成21年3月期は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの6カ月決算であります。

また、平成24年3月期については現在決算数値を精査中であります。

(3) 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数割合
井田 章子	57.80%
その他7名	42.20%

(4) 当社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	資本関係はありません。
------	-------------

人的関係	人的関係はありません。
取引関係	取引関係はありません。

2. 本件分割の目的

当社では、平成20年2月より本体にてヘルスケア事業を開始し、健康管理支援のノウハウや全国の医療機関とのネットワークを活かし、健診予約代行をはじめ、健診データ管理から特定保健指導の実施に至るまで、ワンストップサービスを提供して参りました。

他方、平成24年5月31日に全株式を取得予定の株式会社保健教育センターは、健康保険組合、自治体、共済組合など大手団体を中心に特定保健指導事業を提供しており、医療費抑制・疾病予防・健康増進分野においては、常に先駆的なプログラムを開発・実施し、市場のシェアを拡大してきました。

この度、当社ヘルスケア事業を吸収分割し、株式会社保健教育センターに承継することにより、当社グループのヘルスケア関連事業を同社に集約します。これは、一層の業務効率化を図り、当該ヘルスケア事業分野での競争力を強化することを目的としております。

3. 本件分割の方法、本件分割に係る割当ての内容、その他の本件分割契約の内容

(1) 本件分割の方法

当社を分割会社とし、平成24年5月31日に当社の100%子会社となる株式会社保健教育センターを承継会社とする分社型吸収分割であります。

(2) 本件分割の日程

分割決議取締役会（当社、承継会社） 平成24年5月22日（火）

分割契約締結（当社、承継会社） 平成24年5月22日（火）

分割承認株主総会（承継会社） 平成24年6月29日（金）（予定）

分割効力発生日（当社、承継会社） 平成24年7月1日（日）（予定）

（注）本件分割は、会社法第784条第3項に規定する簡易吸収分割であるため、当社は吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(3) 当社に割り当てられる吸収分割承継会社の株数の数

本件承継会社である、株式会社保健教育センターは、当社に対して、自己の株式80株を割当交付します。

(4) その他の本件分割に係る吸収分割契約の内容

当社と株式会社保健教育センターが平成24年5月22日に締結した吸収分割契約の内容は後記「吸収分割契約書」のとおりであります。

4. 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠

平成24年5月31日の株式取得により、当社の100%子会社を承継会社とした分社型吸収分割であることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

5. 本件分割後の承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、

純資産の額、総資産の額および事業の内容

(1)商号	株式会社保健教育センター
(2)本店の所在地	東京都品川区西五反田八丁目9番5号

(3)代表者の氏名	代表取締役社長 太田 努
(4)資本金の額	65百万円
(5)純資産の額	未定
(6)総資産の額	未定
(7)事業の内容	・特定保健指導事業、医療費の適正化・健康増進・介護保険に関する調査分析事業、各種セミナーなど

(注1) 本件分割により承継される資産及び負債金額については、平成24年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した金額となります。

(注2) 現在、吸収分割承継会社の代表者は、代表取締役社長である井田章子氏ですが、平成24年5月31日付けで太田努氏が吸収分割承継会社の代表取締役社長に就任する予定です。

吸収分割契約書

株式会社ベネフィット・ワン（以下「甲」という。）及び株式会社保健教育センター（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、そのヘルスケア事業（以下、総称して「本件承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本分割」という。）。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲：株式会社ベネフィット・ワン
東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
- (2) 乙：株式会社保健教育センター
東京都品川区西五反田八丁目9番5号

第3条（乙が本分割により承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、総称して「分割承継資産等」という。）は、別紙1に記載のとおりとする。
2. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

第4条（乙が本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対して、乙の所有する自己の普通株式80株を分割承継資産等に代えて交付する。

第 5 条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条の定めるところに従って、乙が適当に定める。

第 6 条（本分割の効力発生日）

本分割の効力発生日は、平成24年7月1日とする。但し、本分割の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上これを変更することができる。この場合、甲は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第 7 条（移転手續）

分割承継資産等の権利移転に関して、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、甲乙協力してその手續を行うものとする。

第 8 条（分割承認株主總會）

1. 甲は、会社法第784条第3項の規定により、同法第783条第1項に定める株主總會の承認を得ないで本分割を行う。
2. 乙は、平成24年6月29日に、会社法第795条1項の規定に基づき、本契約の承認に関する株主總會の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主總會の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。但し、手續の進行に応じて必要あるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本分割の効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 10 条（競業禁止義務）

甲は、本分割の効力発生後も会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

第 11 条（事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 12 条（本契約の効力）

1. 本契約は、甲と井田章子（以下「丙」という。）との間で締結された平成24年3月30日付「株式譲渡契約書」に基づき、平成24年5月31日に丙から甲へ、乙の株式1,239株を表章する全ての株券が引き渡されることを前提とし、同日に当該引渡しが行なわれないときは、その効力を失う。
2. 本契約は、本分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第 13 条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月22日

甲：東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社ベネフィット・ワン
代表取締役社長 白石 徳 生

乙：東京都品川区西五反田八丁目9番5号
株式会社保健教育センター
代表取締役社長 井 田 章 子

別紙 1

承継権利義務明細表

本分割により乙が甲より承継する権利義務は、下記のとおりとする。

但し、当該権利義務のうち、資産及び負債については、甲の平成24年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本件承継対象事業に属する資産

2. 負債

本件承継対象事業に属する負債

3. 契約上の地位（雇用契約以外）

甲が当事者となっている、本件承継対象事業に属する個別契約その他本件承継対象事業に属する一切の契約の契約上の地位及び権利義務。

4. 許認可

甲が、効力発生日において、本件承継対象事業に関し取得している一切の許可、承認、登録、届出等のうち、法令上乙において承継できるもの。

5. 雇用契約

乙は、本分割により効力発生日において、本件承継対象事業に従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約を承継しないものとする。

以上